慶應義塾大学における「独占禁止法教室」の開催について

平成３０年４月９日
公正取引委員会

公正取引委員会は，将来を担う学生に対し，社会人として経済活動に参加する際に，独占禁止法を遵守するとともに，消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう，独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために，これまで全国各地の大学等において，当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび，公正取引委員会では，その一環として，同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

１　日　時　　平成３０年４月１２日（木）
　　１７：００～１８：１０

２　場　所　　慶應義塾大学　三田キャンパス　南校舎　４１２教室
　　東京都港区三田２－１５－４５

３　講　師　　公正取引委員会事務総局職員

４　対象者　　慶應義塾大学　法学部　３年生

５　内　容　　独占禁止法，公正取引委員会の概要等

※　今回の独占禁止法教室は，授業中のカメラ撮影，傍聴取材が可能です。御希望の場合には，平成３０年４月１１日（水）正午までに，次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先　　公正取引委員会事務総局官房総務課
　　電話　０３－３５８１－３６４９（直通）
ホームページ　　http://www.jftc.go.jp/

別紙

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では，将来を担う学生に対し，社会人として経済活動に参加する際に，独占禁止法を遵守するとともに，消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう，独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで，公正取引委員会では，中学生，高校生及び大学生をそれぞれ対象として，職員を講師として派遣し，「独占禁止法教室」を開催しております。

授業内容（例）

※授業内容は，学校の御要望をお伺いした上で決定します。

大学向けの独占禁止法教室は，通常の講座（例：「独占禁止法」，「経済法」，「産業組織論」，「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などの一コマへ，公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生の将来の進路と学生が将来の進路において直面する独占禁止法上の関係について講義し，学生からの質問にお答えします。

※　授業構成は，学校の御要望をお伺いした上，決定いたします。

※　独占禁止法教室は，学校の御都合に沿うよう，時期，内容及び方法等について調整・検討いたします。

※　講師謝金は必要ありません。

主な開催校（平成２９年度）

小樽商科大学，北海学園大学，東北大学，八戸学院大学，東日本国際大学，秋田大学，福島大学，宮城学院女子大学，山形大学，青森公立大学，東北公益文科大学，一橋大学，東京経済大学，横浜国立大学，埼玉学園大学，東洋学園大学，中央大学，江戸川大学，横浜市立大学，文化学園大学，敬愛大学，成城大学，神奈川大学，学習院大学，山梨大学，日本大学，駒澤大学，関東学院大学，帝京大学，成蹊大学，名古屋工業大学，星城大学，南山大学，高岡法科大学，名古屋経済大学，三重大学，愛知教育大学，鈴鹿大学，中部学院大学，富山大学，椙山女学園大学，名城大学，金沢星稜大学，静岡大学，日本福祉大学，朝日大学，四日市大学，常葉大学，名古屋市立大学，大阪市立大学，近畿大学，滋賀大学，同志社大学，龍谷大学，香川大学，四国学院大学，愛媛大学，高松大学，徳島文理大学，徳島大学，高知工科大学，四国大学，長崎県立大学，西南学院大学，志學館大学，北九州市立大学，九州共立大学，九州産業大学，佐賀大学，九州大学，沖縄国際大学など

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年　度	中学校	高等学校	大　学
H27 年度	６１校	２７校	７６校
H28年度	５４校	３３校	１０９校
H29年度	５８校	４６校	１１０校